

全体財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ······ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの ······ 会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの ······ 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 3年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

ソフトウェア 5年

③ リース資産

ア 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

····· 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上します。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権、短期貸付金、長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率または貸倒実績率等により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち東松島市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものはありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（東松島市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について区分が明らかでないものは、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

（8）採用した消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。ただし、下水道事業会計は税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

（1）保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

（2）係争中の訴訟等

該当する事象はありません。

5. 追加情報

（1）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、
下水道事業会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。